

綾部市国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月改定

綾 部 市

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の進捗管理	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 綾部市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	3
第3章 綾部市の地域特性等	5
1 地勢・成り立ち	5
2 気象	5
3 人口	5
第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ.....	6
1 想定する大規模自然災害	6
2 綾部市における「起きてはならない最悪の事態」	8
第5章 脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針	9
第6章 施策の重点化	37

第1章 計画の位置づけ

1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下、「強靱化基本法」という。）が公布、施行され、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしており、平成30年12月14日に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。併せて、京都府においても、平成28年11月に国土強靱化地域計画が策定されている。

本市は、このような国や京都府の取り組みに併せて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民、京都府及び国、事業者等とともに強靱で安心・安全な地域づくりを進めていくため、綾部市国土強靱化地域計画を策定することとする。

なお、本計画が今後の研究成果や国における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

綾部市国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、綾部市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、市政運営の指針である綾部市総合計画及び綾部市地域防災計画等の国土強靱化に係る計画との調和を図ることとする。

3 計画期間

本計画は策定後、概ね10年後を見据えつつ、5年間を推進期間とする。

ただし、それ以前であっても、施策の進捗状況や、国や京都府の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討する。

4 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を横断的に構築しPDCAサイクルを実践し、施策プログラムを適切に見直していく。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- （1）人命の保護が最大限に図られること。
- （2）綾部市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- （3）綾部市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- （4）迅速な復旧復興に資すること。

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、大規模地震又は風水害が発生した場合に、事前に備えるべき目標を次のとおりとする。

- （1）直接死を最大限防ぐ。
- （2）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- （3）必要不可欠な行政機能は確保する。
- （4）経済活動を機能不全に陥らせない。
- （5）ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- （6）制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- （7）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

3 綾部市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震等をはじめ、綾部市で大きな被害を受けた、平成16年10月の台風第23号、平成30年7月豪雨による水害や土砂災害など、過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し取組を推進する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。
- ・国、府及び関係機関と一層の連携強化を図るとともに、情報提供、避難体制の強化等を継続的に推進する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 綾部市の地域特性等

1 地勢・成り立ち

綾部市は、京都府のほぼ中央部北寄りに位置し、中国山脈の余波を受けた丹波高原の中にあつて、市街地を清流由良川が貫流し、市境界は舞鶴市、福知山市、南丹市と船井郡京丹波町及び福井県に接し、面積は、347.10平方キロメートルと京都府の7.5パーセントを占めている。

市域の約8割が森林で、丹波山地から流れ出る由良川水系と伊佐津川水系によって平野部が構成されている自然豊かな、歴史と文化に彩られた田園都市である。

一方で、舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道の開通や国道27号と国道173号また、鉄道ではJR山陰本線と舞鶴線などにより、京阪神と日本海地域を結ぶ交通の要衝地となっており、各地域との良好なアクセス環境を有している。

2 気象

綾部市は内陸性気候に位置するが、山間部で雪が多く豪雪地帯に指定されている。

平均気温は14.4℃、平均年間降水量は1,843mmで、近年では局地的豪雨が増加し浸水被害が発生している。

3 人口

綾部市の人口は、令和2年10月1日現在31,846人（令和2年国勢調査）で、昭和25年（市制施行時）の54,055人をピークに年々減少し、70年間で約4割減少した。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」では、約25年後の2045年には、20,933人まで減少、65歳以上の高齢化率は47.7%になり高齢化が進むと予測されている。

第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ

1 想定する大規模自然災害

市民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる内陸性直下型地震、近年頻発している豪雨等による土砂災害、浸水害等の大規模自然災害及びこれらに起因する二次災害の発生を想定する。

(1) 地震

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3（兵庫県の一部では震度7）、死者6,400余人、負傷者43,700余人に上る甚大な人的被害をもたらした。

綾部市にも影響が懸念される活断層が分布しており、特に「上林川断層地震」ではマグニチュード7.2、市内の震度は5弱～7と予測されており、死者約470人、全壊16,300棟の甚大な被害が生ずると想定されている。

また、他に「三峠断層地震」「養父断層地震」「郷村断層地震」など個別の断層についても、地震の発生により大きな被害を受ける可能性がある。

(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

綾部市では、昭和28年の台風第13号による大雨により、由良川や上林川などの氾濫、土砂崩れ等により、死者・行方不明者25名の犠牲者が出た。

また、昭和34年の伊勢湾台風の大雨でも各河川が氾濫し、死者2名、床上浸水497戸と大きな被害を受けた。

さらに、平成30年7月には梅雨前線等の影響により、西日本を中心に集中豪雨が発生し、綾部市でも市内各所で土砂崩れや河川の氾濫が発生し、死者3名、家屋全壊8棟、床上浸水54件、床下浸水234件など大きな被害を受けた。

【近年の主な災害発生状況】

○平成16年台風第23号（10月20日から同月21日まで）

雨 量 等：総雨量305mm（綾部（国）） 時間最大39mm（綾部（国））

河川水位：6.88m（味方（国））

被害状況：半壊5棟、一部損壊11棟、床上浸水9棟、床下浸水182棟

○平成25年台風第18号（9月15日から同月16日まで）

雨 量 等：総雨量436mm（古和木） 時間最大41mm（古和木）

河川水位：7.47m（味方（国））

被害状況：一部損壊2棟、床上浸水24棟、床下浸水118棟

○平成26年8月豪雨（8月15日から同月17日まで）

雨 量 等：総雨量358mm（小貝） 時間最大54mm（小貝）

河川水位：2.86m（犀川）

被害状況：全壊1棟、一部損壊3棟、床上浸水3棟、床下浸水55棟

○平成29年台風第21号（10月21日から同月23日まで）

雨 量 等：総雨量523mm（古和木） 時間最大49mm（古和木）

河川水位：7.19m（味方（国））

被害状況：負傷者1名、半壊1棟、一部損壊4棟、床上浸水12棟、
床下浸水53棟

○平成30年7月豪雨（7月6日から同月7日まで）

雨 量 等：総雨量429mm（物部） 時間最大63mm（物部）

河川水位：5.65m（味方（国）） 3.75m（犀川）

被害状況：死者3名、負傷者1名、全壊8棟、半壊5棟、一部損壊12棟、
床上浸水54棟、床下浸水243棟

○令和5年台風7号（8月14日～同月16日まで）

雨 量 等：総雨量356mm（於与岐） 時間最大78mm（於与岐）

河川水位：3.64m（犀川）

被害状況：一部損壊3棟、床上浸水32棟、床下浸水100棟

2 綾部市における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている。（強靱化基本法第17条第3項）

本市では、国土強靱化基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」を基本としつつ、本市の特性を踏まえ以下のとおり19の項目を設定する。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ. 人命の保護が最大限に図られること	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
Ⅱ. 綾部市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
Ⅲ. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること Ⅳ. 迅速な復旧復興に資すること	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
		4-2	食料等の安定供給の停滞
	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		5-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	農地・森林等の被害による土地の荒廃
		6-2	風評被害等による経済等への甚大な影響
		6-3	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散
	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

第5章 脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針

1-1 重点	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
現状・課題等	
(住宅・建築物の耐震化) 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。 (公共施設等の耐震化) 公共施設等是不特定多数の人が利用するとともに、災害時には救助や避難等の拠点として重要な役割を担っているため、耐震化の推進や適切な維持管理をする必要がある。 (大型商業施設等の多数の人が利用する建築物の耐震化) 大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。 (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化) 大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶおそれがあるため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。	
施策の推進方針	
綾部市建築物耐震改修促進計画に基づき、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を活用して、次の耐震化を推進する。 (住宅・建築物等の耐震化) ○耐震診断士の派遣や改修費の助成を実施し、計画的に住宅・建築物等の耐震化を促進する。 (公共施設等の耐震化) ○公共施設等の被災による避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を設備等も含め推進する。 ○避難所の安全確保のため、避難所に指定している公共施設の維持管理を適切に行う。 (大型商業施設等の多数の人が利用する建築物の耐震化) ○不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。 (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化) ○鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。	

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
木造住宅耐震診断補助実施数 (累計)	2 0 8 件	2 7 0 件
木造住宅耐震改修補助件数 (累計)	1 2 7 件	1 9 5 件
住宅耐震化率	7 1 . 3 %	9 5 . 0 %
公共施設等の耐震化率	9 4 . 3 %	9 6 . 2 %

住宅耐震化率については、H30 住宅・土地統計調査による。

1-2 重点	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
現状・課題等	
(防火対策の推進) 大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。 (地震や火災に強いまちづくり等の推進) 大規模地震による市街地火災のリスクが高い危険な密集市街地について、建築物や土地利用の安全対策を促進する必要がある。 (消防の体制等強化) 大規模自然災害時には火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、資機材や活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。	
施策の推進方針	
(防火対策の推進) ○住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。 ○防火座談会、防火教室等を開催し、火災予防と火災による被害の軽減に努める。 (地震や火災に強いまちづくり等の推進) ○既存建築物の耐震化や不燃化、防災物品の使用を促進する。 ○消防、避難活動において、狭隘（きょうあい）道路が妨げになるため、市街地再開発の検討や民間開発の誘導促進を行う。 ○適正な管理が行われていない空家や老朽化した施設の解体など安全対策を推進する。 ○倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う。 ○防火水槽など消防水利の計画的な整備に努める。 (消防の体制等強化) ○火災、救助、救急事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、消防車両・資機材など施設・設備の計画的な整備に努める。 ○火災等に対応できるように、装備の充実や消防本部の体制充実を図るとともに、近隣市町とも連携し、大規模・多様化する災害に対応できる体制の確立を推進する。 ○緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。	

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
消防訓練実施事業所数 (年間)	83事業所	180事業所
消防訓練実施自治会数 (年間)	3自治会	20自治会
防火教室を行った学校数 (年間)	14校	15校
木造住宅耐震診断補助実施数 (累計) (再掲)	208件	270件
木造住宅耐震改修補助件数 (累計) (再掲)	127件	195件
住宅耐震化率 (再掲)	71.3%	95.0%
民間開発件数 (年間)	3件	4件
屋外広告物許可件数 (総数)	152件	177件
防火水槽等整備数 (累計)	700基	710基
消防車両等の更新台数 (年間)	1台	早期着手
消防団員定数充足率	81.9%	90.0%

1-3

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

重点

現状・課題等

(河川改修等の治水対策の推進)

近年、台風や豪雨等による水害が多く発生しており、甚大な浸水被害が懸念されるため、緊急性などを総合的に判断し、河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進を図る必要がある。

(防災意識の啓発)

大規模災害時に備え、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など危険区域を把握するとともに、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災意識の向上のための啓発活動を総合的に推進する必要がある。

施策の推進方針

(河川改修等の治水対策の推進)

○大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、必要性、緊急性などを総合的に判断し、京都府とも連携し、河川改修や治水対策を促進する。

○洪水の危険性が高い市管理河川の改修等促進を図るとともに、由良川及び由良川支川について、河川整備計画に基づいて国・京都府が実施する河川事業と連携を図る。

○市街地の適切な内水排除や外水の逆流を防止するため、雨水排水路や樋門を維持管理するとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。

(防災意識の啓発)

○指定緊急避難場所・指定避難所へ速やかに避難できるよう、避難誘導標識を整備する。

○土砂災害警戒区域や浸水想定区域等が把握できるハザードマップを配布するなど危険区域の周知を図る。

○災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災講座の実施や防災訓練の実施、避難行動タイムラインや個別避難計画の作成など、市民の防災意識の向上に努める。

○市民の防災意識の向上を図るため、防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、コミュニティFM、エリアメール、市ホームページ等により積極的に啓発を行う。

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
河川等整備状況 (連続堤整備 (並松地区))	未着手	早期完了
雨水ポンプ場整備	52.2%	整備済
自主防災組織数 (累計)	153組織	193組織
防災講座の開催 (年間)	15回	25回

重点**現状・課題等**

（土砂災害対策の推進）

広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備を推進する必要がある。

（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

（防災意識の啓発）

大規模災害時に備え、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など危険区域を把握するとともに、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災意識の向上のための啓発活動を総合的に推進する必要がある。（再掲）

施策の推進方針

（土砂災害対策の推進）

○土砂災害による人的被害を防止するため、京都府と連携し、土砂災害防止施設等の整備を推進する。

（治山事業の促進）

○森林災害を未然に防ぐため、治山事業と森林経営管理制度や京都府豊かな森を育てる府民税を活用した林地の保全を推進する。

（防災意識の啓発）

○指定緊急避難場所・指定避難所へ速やかに避難できるよう、避難誘導標識を整備する。

○土砂災害警戒区域や浸水想定区域等が把握できるハザードマップを配布するなど危険区域の周知を図る。（再掲）

○災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災講座の実施や防災訓練の実施、避難行動タイムラインや個別避難計画の作成など、市民の防災意識の向上に努める。（再掲）

○市民の防災意識の向上を図るため、防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、コミュニティFM、エリアメール、市ホームページ等により積極的に啓発を行う。（再掲）

重要業績指標	現状値（R2）	目標値（R7）
土砂災害警戒区域内の指定避難所数（累計）	2 施設	0 施設
自主防災組織数（累計）（再掲）	1 5 3 組織	1 9 3 組織
防災講座の開催（年間）（再掲）	1 5 回	2 5 回
避難行動タイムライン作成組織数（累計）（再掲）	1 8 組織	2 1 組織

2-1 重点	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
現状・課題等	
(上水道施設の耐震化等) 災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すため、水道施設の耐震化や更新を推進する必要がある。 (上水道危機管理体制の確保) 大規模災害時の断水等に迅速に対応するため、平時から関係機関や水道関連事業者と協力体制を確立しておく必要がある。 (緊急輸送道路等の確保) 大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送等のための主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図るとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努める必要がある。 (緊急輸送道路等の整備) 災害発生時に人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や京都府と連携し、高速道路や国道等の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス、また、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。 (緊急物資の確保等) 大規模災害時の物資を迅速に確保するため、関係機関と連携し必要な物資の確保に努める必要がある。	
施策の推進方針	
(上水道施設の耐震化等) ○浄水場等の施設管理の徹底に努めるとともに、老朽化した施設・設備について、綾部市水道事業ビジョンに基づき更新や耐震化などを推進する。 ○老朽化した水道施設の計画的な更新に努める。 (上水道危機管理体制の確保) ○大規模災害時の断水等に迅速に対応するため、平時から人員体制や資材確保など関係機関や水道関連事業者と協力体制を確立し、危機管理体制の充実を図る。 (緊急輸送道路等の確保) ○主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図る。 ○橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な維持管理に努める。	

○避難所等への輸送に必要な市道について、緊急性の高い路線から計画的に整備を行うとともに施設の老朽化対策を行う。

(緊急輸送道路等の整備)

○災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、国や京都府と連携し、高規格道路や国道、府道の整備促進を図る。

- ・京都縦貫自動車道 4 車線化（園部 I C 以北）
 - ・国道 2 7 号（肥後橋等）
 - ・主要地方道福知山綾部線、綾部大江宮津線、小浜綾部線、綾部美山線、舞鶴和知線等
 - ・一般府道上杉和知線、綾部環状道路（広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線）等
- 市道の主要幹線道路の整備を進めるとともに、落石・法面崩落等の対策や通学路交通安全プログラムに基づく対応を図る。
- ・宮代豊里線（井倉踏切）、味方平線、野田須知山線、上野試験場線、高津小貝線等

(緊急物資の確保等)

○必要な備蓄物資を計画的に整備するとともに、関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し緊急物資の確保に努める。

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
上水道老朽管布設替延長	1, 7 4 7 m	2, 0 0 0 m
上水道管耐震化率	2 1. 3 %	2 6. 3 %
長寿命化対策を実施した橋梁数（累計）	1 3 橋	2 2 橋
※長寿命化計画を策定した橋梁数＝4 5 4 橋		
市道舗装率	9 1. 7 5 %	9 2. 0 0 %
避難所等への輸送に必要な道路整備状況		
（味方平線）	未着手	整備済
緊急輸送道路の整備状況		
（福知山綾部線の冠水対策）	未着手	早期完了
道路ネットワーク形成に必要な道路整備状況		
（綾部大江宮津線の歩道設置、線形改良）	部分着手	早期完了
（宮代豊里線（井倉踏切））	部分着手	整備済
（野田須知山線）	未着手	早期完了
（上野試験場線）	未着手	完了
備蓄食料数（累計）	1 2, 7 3 3 食	1 6, 4 5 5 食
備蓄飲料水数（累計）	8, 2 3 6 L	8, 2 0 0 L
災害時緊急物資応援協定締結事業所（累計）	6 事業所	1 0 事業所

現状・課題等

(救助体制の強化)

警察、自衛隊、京都府緊急災害医療チーム（DMAT）など関係機関と連携し、救助を始めとする災害時の活動の連携体制を構築するなど、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(消防の体制等強化)

大規模自然災害時には火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、資機材や活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。（再掲）

(地域防災力の充実・強化)

大規模災害時に自助、共助の対応は非常に重要であり、地域等での自主防災組織の設置や家庭での備蓄緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。

施策の推進方針

(救助体制の強化)

○警察、自衛隊、京都府緊急災害医療チーム（DMAT）など関係機関と合同訓練を実施するなど、連携を強化し、災害時の活動の連携体制を構築し災害対応能力の向上を図る。

(消防の体制等強化)

○火災、救助、救急事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、消防車両・資機材など施設・設備の計画的な整備に努める。（再掲）

○火災等に迅速に対応できるよう、装備の充実や消防本部の体制充実を図るとともに、近隣市町とも連携し、大規模・多様化する災害に対応できる体制の確立を推進する。（再掲）

○緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。（再掲）

(地域防災力の充実・強化)

○各地域等での自主防災組織の設置を推進するとともに、各家庭での防災対策や防災訓練の参加など、市民の防災に関する意識の高揚を図る。

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
消防車両の更新台数（年間）（再掲）	1 台	早期着手
消防団員定数充足率（再掲）	8 1 . 9 %	9 0 . 0 %
自主防災組織数（累計）（再掲）	1 5 3 組織	1 9 3 組織
防災講座の開催（年間）（再掲）	1 5 回	2 5 回
避難行動タイムライン作成組織数（年間）（再掲）	1 8 組織	2 1 組織

2-3 重点	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
現状・課題等	
(DMATの受入体制整備) 災害発生直後の急性期に救命救急活動を開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備する必要がある。 (EMISの活用) 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用を進める必要がある。 (ドクターヘリの活用) 救急医療体制を充実・強化するため、災害時の緊急対応ができるよう、ドクターヘリについて、京都府及び関係機関との連携を強化する必要がある。 (緊急輸送道路等の確保) 大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送等のための主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図るとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努める必要がある。(再掲) (緊急輸送道路等の整備) 災害発生時に人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や京都府と連携し、高速道路や国道等の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス、また、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)	
施策の推進方針	
(DMATの受入体制整備) ○災害発生直後の急性期に救命救急活動を開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入体制を整備する。 (EMISの活用) ○被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)の更なる活用を進める。 (ドクターヘリの活用) ○救急医療体制を充実・強化するため、災害時の緊急対応ができるようドクターヘリについて、京都府及び関係機関との連携を強化する。	

(緊急輸送道路等の確保)

- 主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図る。(再掲)
- 橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な維持管理に努める。(再掲)
- 避難所等への輸送に必要な市道について、緊急性の高い路線から計画的に整備を行うとともに施設の老朽化対策を行う。(再掲)

(緊急輸送道路等の整備)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、国や京都府と連携し、高規格道路や国道、府道の整備促進を図る。(再掲)
 - ・京都縦貫自動車道4車線化(園部IC以北)
 - ・国道27号(肥後橋等)
 - ・主要地方道福知山綾部線、綾部大江宮津線、小浜綾部線、綾部美山線、舞鶴和知線等
 - ・一般府道上杉和知線、綾部環状道路(広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線)等
- 市道の主要幹線道路の整備を進めるとともに、落石・法面崩落等の対策や通学路交通安全プログラムに基づく対応を図る。(再掲)
 - ・宮代豊里線(井倉踏切)、味方平線、野田須知山線、上野試験場線、高津小貝線等

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
長寿命化対策を実施した橋梁数(累計) (再掲)	13橋	22橋
長寿命化計画を策定した橋梁数=454橋		
市道舗装率(再掲)	91.75%	92.00%
避難所等への輸送に必要な道路整備状況(再掲)		
(味方平線) (再掲)	未着手	整備済
緊急輸送道路の整備状況(再掲)		
(福知山綾部線の冠水対策) (再掲)	未着手	早期完了
道路ネットワーク形成に必要な道路整備状況(再掲)		
(綾部大江宮津線の歩道設置、線形改良) (再掲)	部分着手	早期完了
(宮代豊里線(井倉踏切)) (再掲)	未着手	整備済
(野田須知山線) (再掲)	未着手	早期完了
(上野試験場線) (再掲)	未着手	早期完了

2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生	
重点		
現状・課題等		
(避難施設の充実) 避難施設である学校の老朽化や不十分な設備等により、避難者の安全安心が確保できず、また、劣悪な避難環境により健康被害が発生する可能性があり、施設の適正な維持管理と設備等の充実等を行う必要がある。		
施策の推進方針		
(避難施設の充実) ○避難施設である学校の老朽化や不十分な設備等により、避難者の安全安心が確保できず、また、劣悪な避難環境により健康被害が発生する可能性があり、施設の適正な維持管理と設備等の充実等を行う。		
重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
指定避難所大規模改修状況		
(綾部小学校)	未着手	整備済
屋上防水改修、トイレ改修、空調機整備改修、照明器具 LED 化		
(中筋小学校)	未着手	整備済
屋上防水・外壁改修、空調機整備改修、照明器具 LED 化		
(豊里小学校)	未着手	整備済
空調機整備改修、照明器具 LED 化		
(物部小学校)	未着手	整備済
空調機整備改修、照明器具 LED 化		
(志賀小学校)	未着手	整備済
空調機整備改修、照明器具 LED 化		
(吉美小学校)	未着手	整備済
空調機整備改修、照明器具 LED 化		
(西八田小学校)	未着手	整備済
屋上防水・外壁改修、空調機整備改修、照明器具 LED 化		
(東八田小学校)	未着手	整備済
空調機整備改修、照明器具 LED 化		
(東綾小・中学校)	未着手	整備済
空調機整備改修、照明器具 LED 化		

(上林小・中学校) 空調機整備改修、照明器具 LED 化	未着手	整備済
(綾部中学校) バリアフリー化、空調機整備改修、照明器具 LED 化	未着手	整備済
(豊里中学校) 屋上防水・外壁改修、空調機整備改修、照明器具 LED 化	未着手	整備済
(何北中学校) 空調機整備改修、照明器具 LED 化	未着手	整備済
(八田中学校) 空調機整備改修、照明器具 LED 化	未着手	整備済
(宮代コミュニティセンター)	未着手	整備済
(里山交流研修センター)	未着手	整備済
(中筋公民館)	未着手	整備済
(吉美公民館)	未着手	整備済
(西八田公民館)	未着手	整備済
(東八田公民館)	未着手	整備済
(山家公民館)	未着手	整備済
(口上林公民館)	未着手	整備済
(豊里公民館)	未着手	整備済
(物部公民館)	未着手	整備済
(志賀郷公民館)	未着手	整備済
(中上林公民館)	未着手	整備済
(奥上林公民館)	未着手	整備済

3-1

地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

重点

現状・課題等

(公共施設等の耐震化)

公共施設等是不特定多数の人が利用するとともに、災害時には救助や避難等の拠点として重要な役割を担っているため耐震化の推進や適切な維持管理をする必要がある。(再掲)

(電力供給遮断時の電力確保)

防災拠点となる公共施設等や避難所での非常時の電力供給遮断等に備え、非常用発電機や燃料確保、太陽光発電システム等の導入に努める必要がある。

(BCPの見直し等)

災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく業務継続計画(BCP)を必要に応じ見直し、実効性向上を図る必要がある。

(庁内情報ネットワークの冗長化等)

庁内情報ネットワークにおいて、災害等による業務停止や障害等に対応するため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、バックアップ等を推進する必要がある。

施策の推進方針

(公共施設等の耐震化)

○公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、綾部市建築物耐震改修促進計画に基づき、公共施設等の耐震化を推進する。(再掲)

○避難所の安全確保のため、避難所に指定している公共施設の維持管理を適切に行う。(再掲)

(電力供給遮断時の電力確保)

○電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。

○防災拠点となる公共施設等には太陽光発電システム等の導入に努める。

(BCPの見直し等)

○災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく業務継続計画(BCP)を必要に応じ見直し、実効性の向上を図る。

(庁内情報ネットワークの冗長化等)

○庁内情報ネットワークにおいて、災害等による業務停止や障害等に対応するため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、バックアップ等を更に推進する。

重要業績指標

現状値(R2)

目標値(R7)

公共施設等の耐震化率（再掲）	94.3%	96.2%
非常用発電機保管数（累計）		
（市役所）	1基	1基
（消防庁舎（本署））	2基	2基
（消防庁舎（出張所））	1基	1基
（指定避難所）	12基	30基
業務継続計画（BCP）策定状況	計画策定	計画策定

4-1 重点	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
現状・課題等	
（緊急輸送道路等の確保） 大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送等のための主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図るとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策や適正な維持管理に努める必要がある。（再掲） （緊急輸送道路等の整備） 災害発生時に人員や物資等緊急輸送に必要な交通が確保されるよう、国や京都府と連携し、高速道路や国道等の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス、また、市管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。（再掲）	
施策の推進方針	
（緊急輸送道路等の確保） ○主要な路線が寸断し、被災地へ食料・飲料水など生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を図る。（再掲） ○橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な維持管理に努める。（再掲） ○避難所等への輸送に必要な市道について、緊急性の高い路線から計画的に整備を行うとともに施設の老朽化対策を行う。（再掲） （緊急輸送道路等の整備） ○災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、国や京都府と連携し、高規格道路や国道、府道の整備促進を図る。（再掲） ・京都縦貫自動車道4車線化（園部IC以北） ・国道27号（肥後橋等） ・主要地方道福知山綾部線、綾部大江宮津線、小浜綾部線、綾部美山線、舞鶴和知線等 ・一般府道上杉和知線、綾部環状道路（広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線）等 ○市道の主要幹線道路の整備を進めるとともに、落石・法面崩落等の対策や通学路交通安全プログラムに基づく対応を図る。（再掲） ・宮代豊里線（井倉踏切）、味方平線、野田須知山線、上野試験場線、高津小貝線等	

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
長寿命化対策を実施した橋梁数（累計）（再掲） ※長寿命化計画を策定した橋梁数＝4 5 4 橋	1 3 橋	2 2 橋
市道舗装率（再掲）	9 1 . 7 5 %	9 2 . 0 0 %
避難所等への輸送に必要な道路整備状況（再掲） （味方平線）（再掲）	未着手	整備済
緊急輸送道路の整備状況（再掲） （福知山綾部線の冠水対策）（再掲）	未着手	早期完了
道路ネットワーク形成に必要な道路整備状況（再掲） （綾部大江宮津線の歩道設置、線形改良）（再掲）	部分着手	早期完了
（宮代豊里線（井倉踏切））（再掲）	未着手	整備済
（野田須知山線）（再掲）	未着手	早期完了
（上野試験場線）（再掲）	未着手	早期完了

4－2	食料等の安定供給の停滞	
現状・課題等		
（緊急物資の確保等） 大規模災害時の物資を迅速に確保するため、関係機関と連携し必要な物資の確保に努める必要がある。（再掲）		
施策の推進方針		
（緊急物資の確保等） ○必要な備蓄物資を計画的に整備するとともに、関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し緊急物資の確保に努める。（再掲）		
重要業績指標	現状値（R2）	目標値（R7）
備蓄食料数（累計）（再掲）	12,733食	16,455食
備蓄飲料水数（累計）（再掲）	8,236L	8,200L
災害時緊急物資応援協定締結事業所（累計）（再掲）	6事業所	10事業所

5-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
現状・課題等			
（電力供給遮断時の電力確保） 防災拠点となる公共施設等や避難所での非常時の電力供給遮断等に備え、非常用発電機や燃料確保、太陽光発電システム等の導入に努める必要がある。（再掲） （危険物施設の安全対策等の強化） 危険物施設は、大規模洪水や浸水などの災害発生時に大量の危険物の流出が想定されるため、地震、洪水、浸水対策の強化を進める必要がある。 （無電柱化等） 大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。			
施策の推進方針			
（電力供給遮断時の電力確保） ○電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。（再掲） ○防災拠点となる公共施設等には太陽光発電システム等の導入に努める。（再掲） （危険物施設の安全対策等の強化） ○河川などの浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の危険物施設は、大規模洪水や浸水などの災害発生時に、大量の危険物の流出が想定されるため、地震、洪水、浸水対策の強化を推進する。 （無電柱化等） ○電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。			
重要業績指標		現状値（R2）	目標値（R7）
非常用発電機保管数（累計）			
（市役所）		1基	1基
（消防庁舎（本署））		2基	2基
（消防庁舎（出張所））		1基	1基
（指定避難所）		12基	30基

5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

重点

現状・課題等

（上水道施設の耐震化等）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すため、水道施設の耐震化や更新を推進する必要がある。（再掲）

（上水道危機管理体制の確保）

大規模災害時の断水等に迅速に対応するため、平時から関係機関や水道関連事業者と協力体制を確立しておく必要がある。（再掲）

（BCPの見直し等）

災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく業務継続計画（BCP）を必要に応じ見直し、実効性向上を図る必要がある。（再掲）

施策の推進方針

（上水道施設の耐震化等）

○浄水場等の施設管理の徹底に努めるとともに、老朽化した施設・設備について、綾部市水道事業ビジョンに基づき更新や耐震化などを推進する。（再掲）

○老朽化した水道施設の計画的な更新に努める。（再掲）

（上水道危機管理体制の確保）

○大規模災害時の断水等に迅速に対応するため、平時から人員体制や資材確保など関係機関や水道関連事業者と協力体制を確立し、危機管理体制の充実を図る。

（再掲）

（BCPの見直し等）

○災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく業務継続計画（BCP）を必要に応じ見直し、実効性の向上を図る。（再掲）

重要業績指標	現状値（R2）	目標値（R7）
上水道老朽管布設替延長（再掲）	1, 7 4 7 m	2, 0 0 0 m
上水道管耐震化率（再掲）	2 1. 3 %	2 6. 3 %
業務継続計画（BCP）策定状況（再掲）	計画策定	計画策定

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重点

現状・課題等

（汚水処理施設の耐震化等）

災害時等において汚水処理施設が被災した場合、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、汚水処理施設の耐震化や適正な維持管理等を行う必要がある。

（下水道危機管理体制の確保）

大規模災害時の汚水処理施設の機能停止に備え、平時から関係機関や下水道関連事業者と協力体制を確立しておく必要がある。

（BCPの見直し等）

災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく業務継続計画（BCP）を必要に応じ見直し、実効性向上を図る必要がある。（再掲）

施策の推進方針

（汚水処理施設の耐震化等）

○災害時等において汚水処理施設が被災した場合、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の改築・更新を進めるとともに、汚水処理機能を確保するため下水道施設や合併処理浄化槽の整備を推進する。

（下水道危機管理体制の確保）

○大規模災害時の汚水処理施設の機能停止に備え、平時から人員体制や資材確保など関係機関や下水道関連事業者と協力体制を確立し、危機管理体制の充実を図る。

（BCPの見直し等）

○災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく業務継続計画（BCP）を必要に応じ見直し、実効性の向上を図る。（再掲）

重要業績指標	現状値（R2）	目標値（R7）
合併処理浄化槽設置件数（年間）	40基	40基
綾部浄化センター電気設備改築・更新	0%	整備済
重要な公共下水道幹線等の耐震化率	68.9%	70.0%
災害時応援協定締結事業所数（累計）	4事業所・団体	4事業所・団体
業務継続計画（BCP）策定状況（再掲）	計画策定	計画策定

6-1 農地・森林等の被害による土地の荒廃

重点

現状・課題等

(農地・農業用施設の保全管理とため池の防災対策の推進)

豪雨によって農地の土砂流出、法面の崩壊、農業用ため池の決壊等が生じ、農地の流失や埋没、下流人家等への土砂流入といった被害が及ぶことが想定されるため、農地・農業用施設の適正な管理・保全を行うとともに、ため池の万一の決壊に備え、避難のための情報共有をする必要がある。

(適切な森林整備)

施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがあるため、人工林の間伐を促進するとともに、適期の主伐、植栽、保育により、人工林資源の循環型利用を推進する必要がある。

(治山事業の促進)

豪雨や地震の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、治山事業と森林経営管理制度や京都府豊かな森を育てる府民税を活用した林地の保全を推進する必要がある。(再掲)

(鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地が拡大していくことで、農地が持つ多面的機能の低下が想定されるため、総合的な対策を推進する必要がある。

施策の推進方針

(農地・農業用施設の保全管理とため池の防災対策の推進)

○豪雨による農地の流失や埋没、下流人家等への土砂流入といった被害を抑えるため、農地・農業用施設の適正な管理・保全を支援するとともに、ため池の万一の決壊に備え、ため池ハザードマップ作成等、迅速かつ的確な避難のための情報共有とため池管理者に対する管理体制の強化を推進する。

(適切な森林整備)

○地球温暖化の防止など多面的機能を有する森林の環境保全を図るため、森林環境税を活用した森林整備を計画的に推進する。また、人工林の間伐促進と、適期の主伐、植栽、保育により、人工林資源の循環型利用を推進するとともに、森林保全に必要な林業施設の適切な維持管理に努め、併せて林道橋の長寿命化について検討する。

○京都府と連携し、違法伐採防止の啓発と適正な林地開発指導を実施する。

(治山事業の促進)

○林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、治山事業と森林経営管理制度や京都府豊かな森を育てる府民税を活用した林地の保全を推進する。(再掲)

(鳥獣被害防止対策の推進)

○鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の増加といった、農地が持つ多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の個体数調整や有害鳥獣捕獲隊員確保のための支援を講じるとともに、農作物被害防除のための防護柵設置や現地研修による普及啓発活動の推進により、駆除と防除の両面で対策を推進する。

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
ため池ハザードマップ周知箇所数 (累計)	4 6 箇所	4 8 箇所
有害鳥獣被害面積 (年間)	2, 3 3 0 a	1, 1 5 4 a
森林経営管理権集積計画 (累計)	1 団地	6 団地

6-2 風評被害等による経済等への甚大な影響

現状・課題等

（農林水産業の風評被害対策）

正しい情報の迅速・的確な提供や、農林水産物の販売促進等により災害発生後の風評被害を防ぐための早期復興を目指した支援の仕組みや体制づくりを平時から進める必要がある。

施策の推進方針

（農林水産業の風評被害対策）

- 正しい情報の迅速・的確な提供や農林水産物の販売促進等により災害発生後の風評被害を防ぐための早期復興を目指した支援の仕組みや体制づくりに努める。

重点

現状・課題等

(避難計画の見直し等)

緊急防護措置等に混乱を招かないために、国や京都府と連携し空間放射線量率実測値の迅速な情報提供を行う必要がある。

また、避難道路の確保、他県からの流入車両による渋滞対策、避難行動要支援者用を含めた避難車両・運転員の確保、安定ヨウ素剤の配布方法等、避難計画の実効性を高めるため継続的な見直しが必要である。

(原子力防災意識の啓発)

原子力発電所の事故に備え、災害発生時に迅速かつ的確な避難行動がとれるようUPZ（緊急防護措置を準備する区域）内の住民に、正確な情報を提供し、防災意識の高揚を図る必要がある。

施策の推進方針

(避難計画の見直し等)

○緊急防護措置等に混乱を招かないために、国や京都府と連携し空間放射線量率実測値の迅速な情報提供を行う。

○避難道路の確保、他県からの流入車両による渋滞対策、避難行動要支援者用を含めた避難車両・運転員の確保、安定ヨウ素剤の配布方法等を定めた避難計画を継続的に見直しを行う。

○避難路として、小浜綾部線、綾部美山線、舞鶴和知線、名田庄綾部線、上杉和知線、老富舞鶴線等の一般府道の整備を京都府と連携し推進する。

(原子力防災意識の啓発)

○原子力災害発生時に迅速かつ的確な避難行動がとれるよう、訓練や説明等を実施するなど、UPZ内の住民に正確な情報を提供し、防災意識の高揚を図る。

重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
原子力防災訓練実施回数（年間）	1回	1回

7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
現状・課題等		
(災害廃棄物処理計画の策定) 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うよう、災害廃棄物処理計画を策定するなど、計画的な処理に努める必要がある。 (仮置場の確保) 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、災害廃棄物の仮置場を確保する必要がある。 (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上) 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。		
施策の推進方針		
(災害廃棄物処理計画の策定) ○災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うため、災害廃棄物処理計画を策定する。 (仮置場の確保) ○大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、災害廃棄物の仮置場の確保に努める。 (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上) ○建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。		
重要業績指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
災害廃棄物処理計画策定状況	未策定	策定済
災害時相互応援協定自治体数 (累計)	12自治体	15自治体

7-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
現状・課題等	
（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成） 道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。	
施策の推進方針	
（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成） ○道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。	

第6章 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に推進していくものとし、19項目の「起きてはならない最悪の事態」から本市として特に回避すべき12の項目を以下のとおり選定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)
	5-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	農地・森林等の被害による土地の荒廃
	6-3	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

※「第5章 脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針」において、上記で重点化した最悪の事態については、「**重点**」と表示しています。